

私の意見「浜岡原発の基準地震動策定の不正問題（その2）」

2026.9.19 碓本 岩男

1、まえがき

9月14日に中部電力が浜岡原発の基準地震動策定の不適切事案に関する調査報告書を公表した^(注1)。調査報告書（開示版）は約250頁で、その半分ぐらいを基準地震動の策定方法と、中部電力が実際に行った策定方法についての説明となっている。

前回の私の意見^(注2)で述べたように、筆者は長年、機器の開発、設計に携わっており、機器の耐震設計については専門分野の一つであるが、基準地震動の策定は高度に専門的な分野であり、この業務に直接携わった経験がなければ、その策定の詳細を理解するのは困難である。このため、調査報告書の基準地震動の策定に関する記載内容については、多くの専門用語の解説文が示されていても、筆者が理解できたのは概要であって、詳細を正しく理解したとは言えない。ただし、調査報告書の後半の「事実の経緯及び背景」「各事実の評価」「原因分析」については、筆者にも十分理解できる内容である。

調査報告書の内容を読むと、中部電力が基準地震動の策定に関して不適切な対応をしたのは事実であることは分かるが、何故、不適切な対応をせざるを得なかったかの経緯を踏まえると、中部電力というよりも、原子力規制委員会（NRA）、規制庁側の対応に本質的な問題があるように思える。即ち、原電敦賀2号機の活断層問題^(注3)、「もんじゅ」の保守管理不備問題^(注4)と同じ構図であり、NRA、規制庁は事業者と、技術的、科学的、本質的議論をしようとせず、一方的に規制側の要求を押し付ける構図である。

9月17日のNRA山中委員長の定例記者会見での発言は、不正、ねつ造という言葉を使って、中部電力側だけを非難し、NRA、規制庁側の問題にはまったく触れていない内容であった。

技術者である筆者の眼から見ると、「科学的、技術的に正しいことは正当である」ということと、「手続きの上でのコンプライアンス、企業倫理としては正当ではない」ことを分けて問題の本質を考えるべきと思えるのである。

そこで、過去の事例^(注3)^(注4)も踏まえ、今回の基準地震動策定問題に対する筆者の意見を述べておく。

2、基準地震動の策定

基準地震動は仮想的な地震動であり、作ろうと思えば無限の基準地震動が作れることになるので、そのどの地震動が正しいかなどは誰にも分からないことである。また、数学的手法を用いるので、物理的にはあり得ないような地震動も計算上は出てしまう場合も極僅かな頻度であってもあり得るのである。

原発の基準地震動策定問題の本質は、原発の運転期間中（せいぜい 60 年）に来る確率が著しく小さく、他の建築物では想定していない（建築基準法の要求を大幅に超える）大きな基準地震動を想定した耐震設計を行っているということなのであり、前回^{（注2）}も書いたように、どの地震動を基準地震動に選ぶのかは設計者（技術者）の裁量範囲（工学的判断の範囲）に思えるのである。

調査報告書の「原因分析」の章に、「極めて特異な考え方」、「独自の正当化理論」の存在、と書かれているが、この章の中部電力の技術者からの聞き取り調査の内容を読むと、「どの地震動の計算結果を基準地震動に選定しようが、規定された範囲の中での乱数によって計算された結果であり、技術的、安全上の問題はなく、事業者認められる裁量の範囲内であると思っていた」と供述した技術者が複数あり、これは、筆者と同じ考えであって、技術的、科学的には「独自の正当化理論」ではなく、「常識的、一般的理論」と思え、「極めて特異な考え方」でもないと思えるのである。

勿論、コンプライアンス、企業倫理が問われている昨今、いくら技術的妥当性が通じない相手だからといって、安全上の問題はなく、科学的正当性があっても、手続き上、何をしても良いということにはならないのも事実であり、中部電力の対応は「手続きの上でのコンプライアンス、企業倫理としては正当ではない」のである。

ただし、浜岡原発の新規制基準適合性審査における基準地震動の NRA、規制庁と中部電力の議論は 2015 年から 2016 年にかけてであり、初代 NRA 委員長の T 氏（2017 年 9 月退任：退任後は反原発活動に参加）の時代であったこと、また、当時、地震を担当していたのが S 氏（2014 年 9 月退任：退任後に反原発運動に参加）の後任の I 氏（2024 年 9 月退任：原電敦賀 2 号機の破砕帯を実質的に活断層と見做し、原発の 60 年寿命にも反対した）であったことも考慮しておく必要がある。

3、NRA、規制庁の問題

NRA、規制庁の問題点については、既に多くの識者が指摘をしており、2015 年頃までの識者の指摘は（注 4）で示した私の意見「原子力規制委員会と『もんじゅ』」に 62 件のリストを示している。

NRA にはチェック（監視）機関もなく、独善がまかり通ってしまう組織なので、原電敦賀 2 号機の破砕帯問題でも、原電が、国内外の専門家の見解も踏まえて、多くのデータを示し、活断層ではないことを説明しても、活断層である理由、根拠は示さずに「データが十分とはいえない」「活断層であることを否定できない」などの一言で否定してしまうのである。

また、「もんじゅ」の保守管理不備問題では、長期休止中で安全上の問題など生じないことが自明のプラント状態であったにも関わらず、運転中のプラントの保守と同じ内容を求め、求めに応じない、応じられないことに対して、一方的に不備だと決めつけた対応を採ったのである。

しかも、NRA、規制庁側の要求を受け入れなければ、審査会合を開かないという対応までするのだから、非科学的、非現実的、非合理的要求であり、納得できなくても事業者側は受け入れざるを得ないのである。このため、その対応策として、技術的妥当性の範囲の中で不適切な処置を行わざるを得なかったという中部電力技術者の事情を、規制庁との折衝経験のある筆者は理解してしまうのである。

調査報告書には、A-17 断層の活動性に関する NRA、規制庁と中部電力のやりとりの内容も書かれているが、NRA、規制庁側の発言（主張）は、原電敦賀 2 号の破碎帯、「もんじゅ」の保守管理不備と同様に、技術的根拠のある主張になっておらず、無理な要求を押し付けている内容になっているように思える。

調査報告書では 2019 年 10 月にあった 1 回目のヘルプライン通報の内容（波数積分法による A-17 断層の地震動計算に用いる計算最短周期が他の地震動で用いた周期と乖離していることを審査資料に記載していない）、2021 年 1 月にあった 2 回目のヘルプライン通報の内容（応答スペクトル 20 組の平均値との残差が最小になるものを代表波に選定しておらず、この旨の記載が審査資料に書かれていない）と、それに対する中部電力（法務室、原子力土建部、執務室）の対応の内容も書かれている。

1 回目の通報内容に対し、原子力土建部は、計算最短周期はレシピの手順で設定しており、審査資料に必要な情報とは言えないこと、応答スペクトル図から計算最短周期は読み取れること、などを理由に資料の修正は必要ないという見解を示した。これに対して、法務室及び弁護士は、積極的に示さずに、見れば分かるという対応は、隠したと受け取られる可能性があり適切な対応とは言えないことを指摘している。

また、2 回目の通報内容に対しても、原子力土建部は、数学的手法で機械的に解析してしまうだけだと、物理的には妥当とはいえない地震動になってしまう場合があり、妥当性のある地震動を選定することは技術的には正しいとの見解を示している。この他、恣意的操作と取られかねないこのことを、一般人（NRA も同様）に理解してもらうのは非常にハードルが高い、とも述べている。この 2 回目の通報に関しては、法務室が原子力土建部の技術的な見解を受け、リスク管理の問題であり、コンプライアンス上の問題ではないという、結果的には誤った判断とをしまい、弁護士や執務室に報告を挙げなかったのは明らかに問題である。

技術的にはやましくないものであるから、原子力土建部も、法務室、弁護士の見解通りに資料の修正を行えば良いだけのことなのであるが、原子力土建部としては、適合性審査会合におけるこれまでの NRA、規制庁の対応を踏まえると、この資料修正を行うことで、また、2015～2016 年の規制側との不毛な議論を行うことになり、これにより審査期間が更に（大幅に）延びることを恐れたのである。

技術者でも、誰でも、不適切と疑われる行為などしたくないのであって、技術論が通じない、技術的妥当性を理解してもらえない（理解できるだけのスキルがない）NRA、規制

庁側の対応が、事業社側の心理に深く影響を及ぼしているのである。

4、調査報告書での指摘

こういう NRA、規制庁側の問題を、調査委員が認識したためなのか、調査報告書には以下の記載がある。

「問題のない適切な行為とは認定しないが、改ざん、ねつ造、過小評価、データ不正といった言葉で単純化して表現することも妥当ではない」

「地震動評価の手法の詳細が必ずしも法令や規則等で明確に定められていない」（これは、NRA、規制庁の解釈、判断でどうにでもなってしまうことに繋がっている）

「NRA による新規規制基準適合性審査の内容の適切性について、第三者が検証するという仕組みはない」

「原子力発電の安全規制という観点から見た場合に、地震動評価の対象や手法に関する NRA の指摘や要求が妥当なものであるであったかは、判断する立場ではない」

「過度に推進側でも安全側でもない中立・公正な答えを出す仕組みが検討・構築される日がいずれ来ることになるかもしれない」

これらの内容は、今回の不適切事案に安全上の問題があったのかには直接的には触れていないが、中部電力側が安全上の問題はなく、技術的には妥当な範囲での不正操作であり、チェック機関のない NRA（及び規制庁）という独善的組織の対応にも問題があったことを理解している内容とも読めるのである。

オールドメディアが、今回の不適切事案の本質にも、多くの識者が指摘してきた NRA の問題にも触れず、改ざん、ねつ造、過小評価、データ不正というレッテル貼りでの記事を書き、報道するのは相変わらずだが、調査報告書が指摘しているように、そんな単純な問題ではないのである。

福島第一原発事故を受け、国民総ヒステリーの中で、科学的、技術的な検討、議論も行われないうまま改定された炉法規及び関連基準、規則類の中身の問題、チェック機関の無い NRA、規制庁という組織の問題、NRA 委員が各担当分野に一人しかおらず、全ての委員が原発に関しての実務（設計、製作、建設、運転、保守・補修）経験がないという問題、など、本質的な問題を解決しない限り、いくら再発防止策を掲げても、今後も同様な問題が起こり得ると思えるのである。

5、まとめ

浜岡原発の基準地震動に係る不適切事案に関する第三者（3名の弁護士が委員）による調査結果の報告書が公開された。

調査報告書を読むと、中部電力上層部の早期再稼働の圧力の中で行われた事務的には適切とは言えない処理など、中部電力側に問題があったのは事実であるが、そういう不正な

処理を行わざるを得なかった NRA、規制庁の審査対応の問題の方が遥かに大きな問題であるように思えるのである。

調査報告書にも「NRA による新規制基準適合性審査の内容の適切性について、第三者が検証するという仕組みはない」「過度に推進側でも安全側でもない中立・公正な答えを出す仕組みが検討・構築される日がいずれ来ることになるかもしれない」と書かれているように、原発の最大限の活用を謳っている第 7 次エネルギー基本計画の実現及び、今後の日本のエネルギーの安全保障（安定供給）の確保、経済性向上（化石燃料としての国富の流出の抑制、電気代高騰の抑制）のためにも、以下の改革、改善を早急に検討し実現することが必要だと考える。

- ① NRA（及び規制庁）のチェック機関の創設
- ② NRA（及び規制庁）の組織改革
- ③ 炉規法及び関連基準、規則の見直し

以上

（注 1）中部電力プレスリリース「浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不適切事案に関する調査報告書の公表」 2026 年 9 月 14 日

https://www.chuden.co.jp/publicity/press/1218316_3273.html

（注 2）私の意見「浜岡原発の基準地震動策定の不正問題」2026 年 1 月 26 日

（注 3）私の意見「原発敷地内破碎帯の調査 有識者会合」2015 年 2 月 2 日

（注 4）私の意見「原子力規制委員会と『もんじゅ』」2015 年 12 月 8 日

私の意見「原子力規制委員会と『もんじゅ』（その 2）」2015 年 12 月 15 日